

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月29日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人の亡家族A（以下「被災者」という。）は、平成11年4月1日、会社B（以下「会社」という。）に雇用され、平成25年10月1日、同社C営業所に配属され、MRの業務に従事していた。

2 被災者は、平成〇年〇月〇日、出勤せず、社宅で縊死しているのを発見された。死体検案書には「直接死因は縊死、死因の種別は自殺」と記載されている。

請求人によると、被災者が自死したのは、長時間労働などが原因であるという。

3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月19日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の精神障害の発病の有無及び時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成30年3月20日付け意見書において、要旨、請求人及び会社関係者の申述、死体検案書並びに警察署長の平成〇年〇月〇日付け「事故状況について（回答）」の記載を踏まえ、被災者は遅くとも平成26年8月頃にはICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断している。

被災者の症状及びその経過等からみて、専門部会の意見は妥当である。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

- (3) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①新薬の発売に伴う業務多忙による長時間労働及び土日の営業活動及び連続勤務があったこと、②平成26年10月からの転勤の内示があったこと、③同年8月、新薬の調査データの回収をしていなかったこと並びに④同月、説明会を開催したと虚偽の報告をしたことについて、顛末書を作成させられたことを主張しているので、以下検討する。

ア 新薬の発売に伴う業務多忙による長時間労働及び土日の営業活動及び連続勤務について

- (ア) 請求人は、平成25年8月頃及び平成26年5月頃に新薬が発売されたことに伴って仕事量が増え、被災者の労働時間が長時間になり、平成26年5月から同年6月の間に月100時間程度の時間外労働があったと主張する。

この点、Dは、要旨、平成26年5月、新薬の発売承認がおりたことから、業務は増加したが、他の課員も同じように増加分の業務をこなしてお

り、被災者だけが業務増になったのではなく、被災者の業務能力を超えたということはないと述べている。また、E及びFは、要旨、新薬発売に伴い、説明会や研修等が普段に比べて多くなったのは事実ではあるが、残業時間に関しては、被災者の出勤及び退勤は直行直帰であったため、把握していない旨述べている。

そこで、被災者の日報管理システムの週間スケジュールに記載された出勤日及び労働時間を基に、請求人の申立てのほか、人事部用勤怠状況確認）、旅費精算伝票、経費精算伝票、被災者が送信したメールなどに照らし合わせ、被災者の労働時間を改めて精査すると、別紙2（略）の労働時間集計表のとおりとなる。同表より、評価期間における時間外労働時間数は、発病前1か月が53時間00分、発病前2か月が48時間25分、発病前3か月が84時間16分、発病前4か月が67時間45分、発病前5か月が66時間25分、発病前6か月が37時間37分であると認められる。

以上の出来事を、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価すると、発病前6か月から発病前5か月において、時間外労働時間は20時間以上増加し、1月当たり45時間以上となることが認められることから、その心理的負荷の総合評価は「中」とするのが相当である。

(イ) 請求人は、被災者が新薬に関する講演会等の業務のほか、営業活動を休日に行うことがあり、特に平成26年5月の新薬発売前後はその回数が増えていたと主張する。

この点、被災者は、同年4月13日から同月26日までの14日間、同年5月7日から同月24日までの18日間、同年6月2日から同月14日までの13日間、同月16日から同月27日までの12日間及び同年7月27日から同年8月9日までの14日間連続勤務をしていることが確認できる。

以上の出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価すると、被災者は、医療機関への営業という業務の特性上、休日

に対応しなければならない業務があったものとみるのが相当であり、上記期間の休日において、平日と同様、早朝から営業活動や講演会を行っている日がみられるが、連日深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行ったとまでは認められないことに照らせば、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(ウ) 上記 (ア) 及び (イ) は時期的にはほぼ一致ないし近接しており、関連する出来事であるとみなすことができるため、一連の出来事として評価することが相当であり、全体評価は「中」と評価する。

イ 平成26年10月からの転勤の内示があったことについて

請求人は、同年8月末又は同年9月初旬に、被災者が同年10月からの転勤の内示を受け、営業経験のない大学病院や大病院などの専門性の高い施設を営業することとなったことが強い心理的負荷となったと主張している。

この点、D、G及びHは、要旨、同年8月下旬に被災者に病専課への転勤の辞令の内示があったこと、病専課は売上規模が多く会社としても重要視している部署であること、被災者が病院の担当を希望していたこと、同年9月中旬、被災者は異動先の業務の引継ぎを行っていたことを述べている。

複数の会社関係者の申述及び質問・回答票より、大学病院等への営業では情報提供の質を上げる必要があることや、異動に際して職務に対する不安やプレッシャーがあることがうかがえるものの、新人や若手と違い、被災者はそれまでに数回の異動を経験していることから、異動へのストレスは軽減されていると考えられ、また、上記(1)で説示したとおり、本件疾病の発病時期は同年8月頃であり、被災者が病専課に異動するのは本件疾病発病後のことであったことも認められる。

以上の出来事を、認定基準別表1の具体的出来事の「配置転換があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみて評価すると、被災者に内示された異動は業務負担の増加等が見込まれるものであるが、配置転換後の業務が、過去の経験からみて異常なほど重い責任が課されるような事情も認められず、また、本件疾病が発病した時点では、被災者が異動後の業務に本格的に取り組む前であったことからすると、その心理的負荷の総合評価は「弱」とするのが相当である。

ウ 平成26年8月、被災者が新薬の調査データの回収をしていなかったこと

について

請求人は、被災者が取引先の医療機関に依頼していた新薬市販後の調査データの回収を行わなかったことは、仕事上の重大なミスをしたという出来事に該当すると主張している。

この点、Dは、要旨、同月26日頃、取引先の医療機関から、担当者である被災者が新薬の調査データを取りに来ない旨の連絡があり、被災者にすぐに取りに行くよう指示をし、その後、口頭で指導したと述べている。

この出来事を、認定基準別表1の具体的出来事の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて評価すると、被災者に対するペナルティは口頭での指導にとどまり、上記医療機関との取引も継続していることが認められることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とするのが相当である。

エ 平成26年8月、被災者が、説明会を開催したと虚偽の報告をし、顛末書を作成したことについて

請求人は、同月、被災者は説明会を行うことができず、体裁を整えるために虚偽の経費結果報告書を作成したことから、上司から注意を受け、顛末書を提出することとなったことが強い心理的負荷となったと主張する。

この点、Dは、要旨、同月、虚偽の経費結果報告書を作成した被災者に注意をして顛末書を作成させたが、懲戒処分等を行うという考えは全く持っていなかったと述べ、Gは、要旨、顛末書の作成に懲戒的な意味合いはなく、人事記録に残るようなものでもないと述べている。

実際に、被災者は、虚偽の報告についての顛末書を作成して上司に提出したと認められるが、そのことに伴い、責任の追及はなかったことが認められる。よって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、この出来事を、認定基準別表1の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価すると、上司から業務指導の範囲内の指導を受けたものと認めるのが相当であることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とするのが相当である。

(4) 以上のとおり、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における出来事は、心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が3つであり、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「中」とするのが相当

である。

(5) 業務以外の心理的負荷や個体側要因については、特に評価すべき要因は認められない。

(6) したがって、被災者に係る業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないことから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

(7) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月4日